

令和5年7月11日付け県公報第431号をもって公告した公共測量は、次のとおり作業期間を変更したので、測量法（昭和24年法律第188条）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年2月13日

静岡県知事 川勝平太

- 1 測量機関  
長泉町
- 2 作業の種類  
公共測量（都市計画基本図作成）
- 3 作業期間  
変更前 令和5年6月16日から令和5年12月22日まで  
変更後 令和5年6月16日から令和6年2月29日まで
- 4 作業地域  
長泉町全域